**平成２４年（フ）第６９２４号**
大阪府枚方市茄子作１丁目28番27号
債務者　高橋　　敦
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０１８号**
大阪市鶴見区諸口６丁目２番28―605号
債務者　枝元　由香（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
大阪市住之江区御崎６丁目５番１号
債務者　樋田　典子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３２号**
大阪府吹田市千里丘上37番１―511号
債務者　増澤　慎弥
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１号**
大阪市淀川区三津屋北１丁目２番21号　ハイツ三麗403号
債務者　熊坂　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７７号**
大阪府八尾市東久宝寺１丁目１番35号
債務者　松本　隆彦
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７９号**
大阪府高槻市深沢本町９番２号
債務者　井上　弘志
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３２号**
大阪市東淀川区淡路３丁目３番２―403号
債務者　菅原　芳則
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３３号**
大阪市淀川区西中島１丁目１番６―601号
債務者　久保　　務
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３８号**
大阪府豊中市中桜塚５丁目17番20―504号
債務者　西田　雅美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０６号**
香川県小豆郡小豆島町福田乙1203番地18
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第３２７号**
香川県木田郡三木町大字下高岡558番地１
債務者　野山　良美（旧姓鈴村）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第３４９号**
香川県高松市瓦町１丁目８番地４　ミカサビル205
債務者　伊藤比呂志
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第３３８号**
長崎県長崎市平瀬町68番地51　ドルミ平瀬302号
債務者　池田　勇紀
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３５９号**
長崎県長崎市宝栄町16番１号、旧住所長崎県長崎市宝栄町14番13号
債務者　宮本　英樹
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１号**
長崎県長崎市麹屋町６番16号　コーポ寺町202号
債務者　中島千恵子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８６号**
長崎県大村市皆同町583番地１　メゾンキャッスルサイドＡ201、前住所長崎県大村市寿古町803番地６　サン・コーポラス寿古３棟403
債務者　濱口　弘昭
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係